

## 財源充実、体制整備及び制度創設に関する要望

京丹後市長 中山 泰

### 1 自治体における自殺対策の本格的な推進に向けた予算的、政策的バックアップ

#### (1) 地域自殺対策 基金の「恒久的な充実」と「運用の改善」

(背景等)

##### ○万一の備えの徹底

この間の関係者の皆さんの取組みの成果等により、自殺者も少しずつ少なくなっているものの、依然、一日に70人もの大切な命がなくなっている危機的な状況が継続している。そんな中で、再来年には消費税も更に一段上がってくる等のときに、万一にも将来、経済的な格差等が広がって社会的に追い込まれる方が増えないよう、今のうちから、広く地方自治体に期待されるセーフティネットを全国横断的に構築しておくべき。(⇒地方創生のセーフティネットでもある。)

##### ○“自治体間の取り組み格差”の広がり

このような中、関係者の皆さんの取組みの成果で、積極的に取り組む自治体も少しずつ増えてきている一方で、まだまだ本格的には手のつけられていない自治体も多くあり、“自治体間の格差”が広がってきている。

しかしながら、自殺対策は、どこに住もうとも最低限の“いのち支える支援”を受けることができる、国民として保障されるべきナショナルミニマムであるからこそ、住民にとって住む地域によって大切で必要なセーフティネットに差があることはあってはならない問題である。

##### ○ 喫緊の重要課題

このため、“自治体間の取り組み格差の広がり”を解消し、自殺対策の全国的な効果を加速してナショナルミニマムを実現していく上で、喫緊の重要課題であるのが、

① まだ本格的には対策が十分できていない、やろうとしても政策のプライオリティが持てずに対策の実施に結果として乏しかった自治体にも今後、必要十分な最低限の対策をすべからくお願いできる 環境整備

② この間、何とか体制を整え国の基金等を活用して対策を重ねてきている自治体にとっても、長期的な視野で展望を持ちながら継続的、計画的に施策を展開していくことを可能とする 制度整備、

により、自治体の本格的な取組みを、すべからく全国各地域に広げていくことである。

## (要請事項)

以上のことから、ぜひともお願いしたいのが、

### <財源関係>

#### ① 恒久的かつ本格的な財源確保

#### ② 一定期間、基金未活用等の自治体については、一定の事業消化が行われる将来年度まで「自治体負担を免除」(＝全額補助)をはじめ、対策の進捗等に応じた補助率の設定など、自治体の事情等に応じて自殺対策が円滑に普及していくための、合理的で弾力的な制度導入

(← 本年度から、基金の活用には、原則、自治体の一定の負担が求められるが、自治体により自殺対策への理解と事業推進の程度には濃淡・温度差が広く存在する中で、これを自治体の区別なく 一律にルール化すると、“施策は必要に乏しく負担があるなら事業実施は困難” (※) と判断する自治体もより一層出てくる ことも想定されます。このため、基金をこれまで活用したことがない、又は乏しい自治体においては、今後一定の活用実績が出てくるまでは自治体負担を免除する (特に、全く取り組んでいない自治体が例えば「啓発」からはじめようとしたときに、二分の一負担が求められるなら躊躇せざるを得ない、と判断されるような事態もあり、啓発以外の事業も含めて一定の進捗があるまで全額負担とするほうが、所期される自殺対策全体の効果があがる。) などして、自殺対策を推進しやすい環境づくりを行い、広く全国で事業の推進が促されることが有意義です。また、都道府県によって課題の重点も異なることがあるので、課題等に応じて補助制度の運用を率の問題も含めて都道府県に授権する合理的な仕組みを工夫する手立ての可能性も含めてご検討をお願いします。)

#### ③ 「都道府県の枠を超えた取組み」への基金配分の別枠化等を含めた弾力的運用

(← 毎回お願いをしているが、「地域における先進的な取組みの全国への普及」「複数の地方公共団体による連携の取組みについても、情報の提供等適切な支援を行う」を推進するうえで、都道府県の枠を明確に仕切りながら基金配分される運営では、都道府県の枠を超えた自治体間の連携について機動的・総合的に企図し進めていくうえでは必ずしも万全でないため、このような連携支援を積極的に可能とするような制度運営を願う。)

### <体制整備関係>

#### ④ 施策の企画、立案、及び実施して評価、再反映していくための、各分野の「基本的なデータ」や、様々な分野からなる「施策のメニュー」などの本格的なご支援を安定的に受けることができる 「必要な体制整備及び政策運営」

(※) 総じて自治体の問題意識は高まってきていると受け止めていますが、しかし他方で、自治体にとって目前で成果がすぐに問われる課題がたくさんあり、対策を行いたいけども、

- ① 人的、予算的制約がある、加えて
- ② どうしたらいいか、どういう効果があるかが十分にわからない、わからないからやりたくてもできない、特に、精神医療のほか、経済、金融、法務、福祉、教育など様々な分野から総合的なアプローチが求められる中で専門的な視点や知見も必要であり、手探りしていく術（すべ）に乏しい、  
などの事情の中で本格的に取り組めていない例も多い。

## (2) 自殺対策基本法の改正により地方自治体に「自殺対策基本計画・行動計画」策定を義務付け

○次第に改善されてきてはいるものの、まだまだ途方もないレベルの全国的な自殺者数の、異常で危機的な状況を早急かつ抜本的に改善していくため、自殺総合対策大綱にあるように、国、地方公共団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進するとともに、その推進のために、都道府県と並び、住民に一番身近な市区町村の役割と責任がますます重要になってきている。

このような状況の抜本的改善のうえで、更には、命のセーフティネットを地域間で幅広く連携・融通し自治体横断的で強靱なネットとしていくためにも、地方公共団体における自殺を巡る状況の高低の如何に関わらず、全国的な危機的状況を自分ごととして受け止めつつ、各地各地で真剣な対応を進めていくことが大変重要で欠かせない。

このため、地位・現場レベルでの実践的、具体的な取り組みが、地域横断的に全国各地でくまなく、かつ、総合的かつ計画的に進められ、もって、全国的な状況の抜本的かつ相互・加速的な改善に資するよう、自殺対策基本法を改正して、地方自治体に、「自殺対策基本計画・行動計画」の策定を義務付けることを強くお願いしたい。

○ 大切なことは、住民の立場から見ていくこと。住民にとって、いつでも、日本中どこでも最低限の支援は地域横断的に共有できるんだということ。こういうなくてはならない便益を地域横断的に共有していくための規範となる。

とりわけ、いわゆる社会的弱者の立場（そして誰であれいつ厳しい環境に置かれるかはわからない。その意味で、誰もが潜在的な社会的弱者である。）からみれば、どこに住むことになっても得られるべき保障が用意されていることのナショナルミニマムとしての社会的要請は極めて強い。

○ 自治体の立場から言い換えれば、住民が将来、どこか他の自治体に住むことになっても、どこに行っても最低限、必要十分な生きる支援は受けられる、ということを自治体相互に共有していくための規範であり、どの自治体にとってもメリットがある話であること。

なお、自治体にとって「地域によって差があってはならない課題」ということを理解を広げていく縁（よすが）ともなる。

○ また、法制化により、緒について十年、まだまだ内容的にも伸びしろが大きい自治体の自殺対策のあり方について、全国横断的な計画づくりと施策展開が全国各地で行われ、自治体間で情報交換が進むこととなれば、自治体の施策を一層工夫された、よりよいものに相互に

高めあうことができる メリットもある。

すなわち、ナショナルミニマムを確保することで、各自治体のシビルミニマムの活性化を押し上げることにもつながる。

## **2 自殺を防ぐ「生きる支援のための保険」(仮称)創設の検討・推進**

(内容は、これまで申し上げてきているとおり。)